

令和3年旭市議会第4回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 令和3年11月19日（金）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	1 4
閉会	1 4

文教福祉常任委員会 令和3年11月22日（月）

付議事件	1 7
出席委員	1 7
欠席委員	1 7
委員外出席者	1 7
説明のため出席した者	1 8
事務局職員出席者	1 8
開会	1 9
議案の説明、質疑	2 1
議案の採決	4 1
所管事項の報告	4 2
閉会	4 8

総務常任委員会 令和3年11月24日（水）

付議事件	5 1
出席委員	5 1
欠席委員	5 1
委員外出席者	5 1
説明のため出席した者	5 1
事務局職員出席者	5 2
開会	5 3
議案の説明、質疑	5 5
議案の採決	7 0
所管事項の報告	7 2
閉会	7 5

建設経済常任委員会

令和3年11月19日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第 2 号 旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

出席委員（5名）

委員長 向 後 悦 世

副委員長 遠 藤 保 明

委 員 佐久間 茂 樹

委 員 木 内 欽 市

委 員 井 田 孝

欠席委員（1名）

委 員 高 木 寛

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（10名）

副 市 長 飯 島 茂

商工観光課長 加 瀬 博 久

農 水 産 課 長 多 田 一 徳

建 設 課 長 浪 川 正 彦

都市整備課長 栗 田 茂

上下水道課長 宮 負 亨

農業委員会
事務局 局長 向 後 秀 敬

その他担当員 3名

事務局職員出席者

事 務 局 長 花 澤 義 広

事務局次長 向 後 哲 浩

晃 菅 幹 主 副

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

コロナ感染症もだいぶ沈静化してきてはおりますが、まだまだ予断を許さない状況下にあると思われます。厳戒にコロナ感染症対策を留意されまして、健康面にもさらに留意されまして委員会に臨んでいただきたいと思います。

なお、高木寛委員におかれましては、入院のため欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了解願いたいと思います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 1分

再開 午前10時 1分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

まず、冒頭、当委員会に関することではございませんが、テレビ、新聞報道などでご承知のことかと思いますが、おととい、17日水曜日早朝に、三川において、木造2階建て住宅延べ92平米を焼失した家屋火災が発生したところでございます。この火災によりまして、67歳の男性と32歳の息子さんが亡くなりまして、65歳の妻が負傷したとのことでございます。

67歳の夫は、今年3月に脳梗塞を患いまして、以後半身麻痺が残る状態となっております。32歳の息子さんは生まれつきの脳性麻痺というようなことで、ねたきりであったようでございます。市では、夫に対する介護サービスと、息子さんに対する障害福祉サービスを実施しておりまして、ケアマネジャーさんがお宅を訪問するなどの支援を行ってきたところでございます。

現在、警察による調査が続いておりますので、これ以上のことは申し上げることは差し控えていただきますが、このような事態となつてしまい、誠につらい気持ちでいっぱいあります。お二人のご冥福をお祈りいたしたいと思います。

では、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は全部で2議案でございます。

内訳は、まず予算関係が1議案で、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、次に、条例関係でございますが、議案第2号、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての2議案であります。

議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構でございます。どうぞ。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） すみません、では、着座で失礼させていただきます。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の農水産課所管事項につきましては、本会議における説明以外はありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） おはようございます。ご苦労さまです。

補正予算、農業振興費で、水田農業構造改革推進事業で4,257万6,000円補正されているわけですけども、当初からどのくらい増えた、具体的に説明をお願いしたいと思うんですけども、それは4番の畜産振興費もそうですけども、2,300万円増えているんですが、具体的にどの辺が増えたのか。件数あるいは面積、その辺をちょっと説明いただければと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） まず、予算の内容ですが、減反の事業に対する補助金と市単独事業に対する補助金のほうの増額となります。

まず、減反のほうの補助金の事業内容ですが、まず、担い手水田活用高度化対策事業といたしまして、そのうちの固定団地型というものがございます。こちらにつきましては、当初100ヘクタールの見込みでございました。それが、実績としまして56.5ヘクタール増えまして、156.5ヘクタールとなっております。これにつきましては、補正額のほうですが225万6,000円が増えてございます。

次に、飼料用米等生産支援事業というものになります。こちら、まず、定着支援型という中で、飼料用米につきまして、当初68ヘクタールということでしたが、見込みとしまして42.27ということで、こちらは25.7ヘクタール減っております。ですので、予算としてマイナスの18万8,000円が減ることになります。これは飼料用米の主力品種というものになります。

同じく、飼料用米での多収品目というものがございまして、こちら、当初370ヘクタールを予定しておりましたが、見込みとしまして、こちら、県の予算も増額されています。当初3,000円で見込んでいましたが、500円上がって3,500円となっております。それで、こちら3,500円の上がった分と当初の3,000円の分の2段階にちょっとなっておりまして、まず、

3,000円の補助の分については、11.79ヘクタールです。3,500円のほうの面積が367.9ヘクタールということになります。こちらのほうの補正額につきましては、増額での209万2,000円となっております。

続きまして、ホールクroppサイレージになります。こちらも10アール当たりの単価が上がっております。当初1,500円だったものが2,000円になってございます。面積のほうは、当初70ヘクタールでしたが、こちら、マイナスの38.42ヘクタールということで、最終的に31.58ヘクタールで、減額で補正のほうが減額の42万6,000円になっています。

それから、米粉用米です。こちらも当初の補助金額が1,500円でしたが、こちらが500円アップして2,000円になっております。面積のほうは当初1ヘクタール、こちらのほうは増減のほうはございません。

それから、もう1点としまして、拡大支援型というものがございます。こちら、多収品目につきまして、10アール当たり1万円の補助ですが、当初20ヘクタールのものが51.52ヘクタール増えまして、71.52ヘクタールとなっております。こちら補正額のほうが515万2,000円になっています。

それと、次に、多収品目以外のものになります。こちら、当初5,000円の補助でしたが1,000円アップしまして6,000円となっております。面積としまして、当初10ヘクタールのものが123.06ヘクタール増えまして、133.06ヘクタールになってございます。補正額のほうが745万1,000円です。

それで、飼料用米等生産支援事業における補正額の合計が1,408万1,000円となっております。

最初の担い手水田活用高度化対策事業と飼料用米等生産支援事業の合わせました補正額が1,633万7,000円となっております。

続きまして、市の単独事業の分でございます。

こちら、まず、転作作物推進事業になります。こちらが同じく飼料用米としまして、耕種農家への補助となりまして、1キロ当たり20円の補助をしてございます。こちら、主食用米と多収品種用米とに分かれてございまして、まず、主食用米としまして、当初45ヘクタールの予定でしたが、補正としまして100.8ヘクタールの増加になりまして、145.8ヘクタールとなっております。こちらの補正額が1,209万6,000円です。多収品種につきましては、当初390ヘクタールでしたが、こちら、61.8ヘクタール増えまして、451.8ヘクタール、それで、補正額が889万9,200円となっています。

そのほかに、畜産農家への支援としまして、1キロ当たり2円の補助をしてございます。畜産農家への支援につきましても、主食用米、多収品種米と分かれておりまして、主食用米につきましましては、当初35ヘクタール、こちらが110.8ヘクタール増えまして、145.8ヘクタールとなっております。こちらの補正額が132万9,600円になります。多収品目につきましましては、当初390ヘクタールでございましたが、61.8ヘクタール増えまして、451.8ヘクタール、こちらが88万9,920円の補正となっております。

そのほかに、ホールクroppサイレージ、こちら10アール当たり1万2,000円の補助となっています。当初45ヘクタールのものが6ヘクタール増えまして、51ヘクタールとなっております。補正額が72万円です。

米粉用米になります。こちら、1キロ当たりやはり20円の補助となっておりますが、こちらは補正のほうはございません。

あと、麦……。

○委員長（向後悦世） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農水産課長、説明を続けてください。

○農水産課長（多田一徳） 同じ転作物推進事業のほうで、麦、大豆の景観形成が補助がございまして、10アール当たり1万円ですが、こちらは増減ございません。

もう1点、事業としまして、転作団地推進事業もございまして、こちらのほうも10アール当たり1万円の補助で、麦、大豆景観形成が対象となっておりますが、こちらのほうは補正はございません。

続きまして、県のほう補正額1,633万7,000円と市のほう、市単独事業の補正額2,393万6,000円の合計としまして、補正額が4,027万3,000円となっております。

すみません、畜産のほうです。

失礼しました。畜産のほうですが、これは畜産総合対策総合支援事業といたしまして、畜産農家の堆肥の公平に使うということで、ペレット化による必要な機械の導入となっております。

います。こちらの当初の計画といいますか、追加された事業となりまして、堆肥ペレットの製造装置の導入に対しての補助となります。こちら、国のほうの事業で、市の補助はございません。補助額は2分の1で、事業費が4,600万円、補助金が2,300万円ということになっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間委員、よろしいですか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 丁寧な説明ありがとうございます。

それで、水田農業構造改革推進事業について再質問させてもらいますけれども、面積が変わった部分と単価が変わった部分、単価が500円あるいは1,000円というふうに上げられているということですが、どちらのほうが多いですかね。面積の査定というのは、当初の査定と大きく変わったんですか、増えたというのは。査定替えというのは。

○委員長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） まず、補助金の単価につきましては、県の単独のほうの事業で、当初は昨年度と同じもので設定をされていましたが、米価下落といったような状況の中で、県のほうで500円ないし1,000円の補助の増額を行ってございます。

それと、面積につきましては、やはり米価、消費者の米離れ、またはこのコロナの影響によりまして、お米の需要が減った中での米価の下落、そちらが影響した中で、飼料用米に対しての面積のほうが大幅といいますか、増えたような状況になってございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第2号、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

お手元に配付してございます資料、A4判で右上に「議案第2号 商工観光課」と記載さ

れたものになります。こちらの資料が本条例の概要を記載してございますので、こちらをご覧くださいながらご説明をいたします。

初めに、1、条例の目的でございます。

令和3年4月1日の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、干潟地域が過疎地域に指定されたことに伴いまして、事業者の設備投資等について、課税免除を行った場合、その減収分の75%が交付税措置を受けられることとなりました。本条例はこの制度を活用し、干潟地域に限り現行の企業誘致及び雇用の促進に関する条例の対象要件を緩和し、地域産業の持続的発展を目指すものでございます。

次に、2の条例の概要でございます。

まず、干潟地の設備投資に限り、課税免除を行うもので、要件については国の過疎法に準じるものでございます。期間は、固定資産税が課税される最初の年度から3年間で、公示日以降に取得しました設備等が対象となります。

対象業種は製造業、情報サービス業等、こちら、インターネット関係の附属サービス、あるいは情報サービス業などでございます。それと農林水産物等の販売業、あとは旅館業でございます。法人、個人は問わないということでございます。

対象となる設備といたしましては、事業用資産の取得に対するもので、家屋の取得、増改築、修繕、模様替え、家屋の敷地である土地の取得、その他、直接事業に供する設備となっており、倉庫や事務所などは対象外となっております。

取得価格の要件となりますが、資本金の規模に応じまして、次の表のとおり定められております。例えば、対象となる業種が製造業や旅館業の場合、資本金規模が5,000万円以下の事業者につきましては500万円以上の設備投資に対し課税免除が受けられることとなります。

また、農林水産物販売業、情報サービス業等につきましては、資本金の規模にかかわらず、500万円以上の設備投資が課税免除の対象となります。

表の下に米印になりますが、資本金の規模が5,000万円を超える事業者の取得等は、新設または増設に限るということを記載してございます。

施行期間は、公布の日から令和6年3月31日までの3年間としておりますが、今後、国により措置期間が延長されるものと想定をしております。

次に、3の旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部改正ですが、このたび、制定する旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例における課税免除の適用期間中は、現行の旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例における課税免除を行わない旨の一

部改正を併せて行うもので、附則の第2項において規定しております。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。

よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

遠藤保明委員。

○委員（遠藤保明） それでは、農林水産業の水産物、この中で土地の取得、農地の取得に関しても適用になりますか、これは。

○委員長（向後悦世） 遠藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

○商工観光課長（加瀬博久） では、農林水産業の農地の取得に関しましては……。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長、挙手してからお願いします。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、すみません。ちょっとこちら、調べさせていただきたいと思います。詳しい資料がまず農地等に関しましてはないので、ちょっと調べさせていただいてよろしいでしょうか。すみません。

○委員長（向後悦世） 遠藤委員、調べるということによろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、今日この資料を頂きましてありがとうございます。

それで、今日頂いた資料の中で、議案の中もそうなんですけれども、この表、表ナンバー、ついていないけれども、5,000万円以下で500万円以上の設備投資ですかね。これ、各5,000万円以下、500万円以上、5,000万円超1億円以下、1,000万円以上、1億円超、2,000万円以上と書いてありますけれども、それぞれの列で何件ぐらい見込んでいますか。金額はどのぐらい見込めますか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、こちら、件数にしましては、実は個々には出してございません。全体的に毎年、一、二件程度の申請がございまして、今トータル、年間で課税免除をしているのがだいたい8件、9件ぐらいでございます。

干潟地域に関しましては、やはり先ほどの8件、9件は市内全体の数ということで、干潟

地域がだいたい継続の件数だと1件、2件程度でございます。

それでよろしいですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間委員、よろしいですか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 幾つかあるんですけれども、1つずつ、すみません、お願いします。

まず、言い忘れましたけれども、これは対象地域は旧干潟町ですよね。全体ですよね。それで、減収分の75%が交付税措置されるという話でしたけれども、6年、あと3年か。3年ないやね、6年、2年半ですよね。2年半のうちで、どれぐらいの減収が見込まれて、どのぐらいの交付税が見込まれるのか、分かればお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、先ほどのご質問と関連しますが、だいたい全体でいいますと、全体というか、干潟地域でいいますと、税の額が560万円ぐらいになります。減収した固定資産税ですね、560万円ぐらいです。あと、交付税で補填される額が75%なので、420万円ぐらいだと思います。それで、実質市の負担としましては、140万円ぐらいの負担になるかと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） これ、私も議員をやらせていただいて15年、4期ですけれどもたちますけれども、合併当初の目的といいますか……。

○委員長（向後悦世） じゃ、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き佐久間委員、質疑を続けてください。

○委員（佐久間茂樹） 当時の干潟町の菅谷町長が言っていましたけれども、干潟町はこれから大変だという話を聞いていました。今回、こういうふうに旧干潟町が過疎地に指定さ

れたという話で、今まで何にもしてこられなかったのかなと、私自身反省しているところもあるんですけれども、この規模で、今560万円で160万円と言っていますけれども、この規模で過疎対策になるのかなと、こんなもので。これ、課長どう思っていますか。このお金で過疎対策になりますか。全くゼロとは言いませんけれども。

これは12号議案と関係あるんですよ。だから、2号と12号をなぜ分けたかというのも、まあいいんですけれども、これを見ると、幾つかあるんですけれども、やっぱり市営住宅、市営住宅の申込みが多いと。ここに書いてありますよね。市営住宅の改築じゃなくて、それならば市営住宅を増やす。特に干潟町は、ハイウエーバスのバス停、これは私、だいぶ前から言っているんですけれども、ハイウエーバスのバス停が2つあるわけですよ。

その近くにやっぱり住まい、都心まであそこから1時間半なんですよ、八重洲まで。旧旭、飯岡より20分くらい近いんですよ。成田もそうですけれども、そういった意味で、市営住宅がないと、20戸でも30戸でも50戸でも、私はずっと各バス停に最低でも20戸くらいは造ってほしいと言っているんですけれども、そういうことをしないと、とてもこれは焼け石に水というか、ただ交付税500万円くらいの予定して、本当に過疎対策になると思えないんだよね。幼稚園の問題、小学校の問題、干潟は大変ですよ。

これは私自身反省していますけれども、旧干潟町の職員と言ったら怒られちゃうから、市全体で干潟町だけじゃないですよ、海上町だってそう。海上中学校ももうそのまま。飯岡だって復興住宅を1個建てただけ。これで人口が増えるわけないよね。これは干潟町だけの問題じゃないと思うよね。

これ、全体でこんなことで、しかも2年半でしょう。こちらでは8年の3月になっているね。この計画とこれの整合性はどうなんですか、まず。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、計画とこの商工の条例との整合性ということでございますが、まず、うちのほうの指示では、3年という年度をいただいております。それで、この3年過ぎて、あと2年ですか、8年までは、その分は市単独で補助をしようということで考えております。

それで、現行制度も先ほどちょっと説明の中でちらっとしましたが、恐らく6年度の末から延びるんじゃないかということは予想されるそうです。ですから、あと、もし延長されなくても、市単独で補助をしていくということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） さっき560万円、160万円と言っていました、これは単年度じゃなくて、この年度全体の話ですか。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） こちらは1年間でございます。1年間の数字でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） じゃ、取りあえず2年半、だいたい多くて3倍くらいは見込めるということですね。

こちらの12号議案での計画は、だいたい8年の3月31日の5年間となっているんですけども、こっちの条例の施行期間の延長はできるでしょうから、その辺はどのくらいあるかにもよるんですけども、考えておいてもらいたいと思うんですけどもどうですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） 商工観光のほうの条例につきましては、変更等、改正等していく考えでおります。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 特に、議案第12号のほうに結構いろいろあるんですけども、ここで所管でないということですけども、ちょっとできたら整合性を取ってお願いしたいなと思います。

以上です、いいです。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、私のほうの質問の冒頭の遠藤委員からのご質問でございます。農水産業等販売業につきましては、農地に関しましては、該当にならないということでございます。すみません、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（向後悦世） 遠藤委員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第２号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第１号、令和３年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

議案第２号、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前１０時４３分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 悦 世

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和3年11月22日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第 6 号 旭市育英基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第17号 専決処分の承認について
(令和3年度旭市一般会計補正予算)

出席委員（6名）

委員長	林 晴 道	副委員長	片 桐 文 夫
委員	伊 藤 房 代	委員	宮 内 保
委員	永 井 孝 佳	委員	崎 山 華 英

欠席委員（1名）

委員 景 山 岩三郎

委員外出席者（1名）

議長 木 内 欽 市

説明のため出席した者（１７名）

教 育 長	諸 持 耕太郎
環 境 課 長	高 根 浩 司
健康管理課長	齊 藤 孝 一
高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳
生涯学習課長	伊 藤 弘 行
そ の 他 担 当 員	7 名

財 政 課 長	山 崎 剛 成
保険年金課長	穴 澤 昭 和
社会福祉課長	椎 名 隆
教育総務課長	杉 本 芳 正
体育振興課長	柴 栄 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広
副 主 幹	菅 晃

事務局次長	向 後 哲 浩
-------	---------

開会 午前10時 0分

○委員長（林 晴道） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまであります。皆さん、お元気ですか。

元気ふるさとの旗振り役、文教福祉常任委員会委員長の林晴道でございます。改めて、この地域をつくってくださった先人たちに感謝するとともに、新たな希望と期待に応えるべく、市民の代弁者として凛とした姿勢で臨んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、景山岩三郎委員におかれましては、通院のため、欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了承いただきたいと思います。

それにより、ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

再開 午前10時 2分

○委員長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は木内欽市旭市議会議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日、付託いたしました8議案について審査をしていただくことになっております。議案質疑を経て、本日の審査、そして最終日の本会議で採決という運びになるわけであります。

議案質疑のときは永井議員の発言を途中で止めてしまい、申し訳ありません。この場はそういうことはありませんので、どんどん意見を申し上げて、慎重なる審議をお願いしたいと

思います。

本日の審査結果に本会議の採決が束縛されるわけではありませんが、この審査結果を議員は十分に尊重しなければいけません。本日の審査結果を基に、当日、討論を経て採決に入るわけでございます。この審査結果によっては、皆さんの意見が十分反映されるということがありますので、どうぞ慎重なる審議をお願いいたします。

それでは、林委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、旭市教育長、諸持耕太郎さんよりご挨拶をお願いいたします。

諸持教育長。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

日頃より委員の皆様には多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で8議案でございます。

その内訳でございますが、まず予算関係で1議案、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項。また、条例関係で6議案、議案第6号、旭市育英基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。また、専決処分関係で1議案、議案第17号、専決処分の承認についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決承認くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（林 晴道） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、旭市育英基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第17号、専決処分の承認についての8議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いします。説明、質疑については着座で結構です。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、着座にてご説明させていただきます。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、健康づくり課所管の補足説明を申し上げます。

すみません。予算書の12ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、8目電子計算費、説明欄1の電算システム運用事業745万2,000円のうち511万5,000円は、健診結果等の利活用のためのマイナンバー情報連携に係るシステム改修と健診結果の様式を標準化するためのシステム改修費用です。

戻りまして、9ページをお開きください。

歳入になります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、説明欄1、感染症予防事業費等国庫補助金319万円はシステム改修に係る国庫補助金です。

以上で議案第1号、健康づくり課の補足説明を終わります。

○委員長（林 晴道） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、着座にて失礼いたします。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決について子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

歳入になります。

14款2項2目2節児童福祉費国庫補助金、説明欄1の子ども・子育て支援事業費補助金201万1,000円は、児童手当の制度改正により電算システムを改修する費用の全額を国が負担するものでございます。

10ページをお願いいたします。

15款2項2目3節児童福祉費県補助金、説明欄1のひとり親家庭等医療費等助成事業費補助金407万1,000円は、ひとり親家庭の父、母等に対して医療費の一部を助成するもので、助成した2分の1を県が負担するものです。

続きまして、12ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款1項8目電子計算費、説明欄1の電子システム運用事業745万2,000円ですが、このうち子育て支援課所管分の201万1,000円は、これまで児童手当支給対象者について、高額所得者であっても特例給付として5,000円を給付していましたが、制度の見直しにより、令和4年6月受給者からは限度額を設定し、一部の高所得者を対象外とするもので、これに伴い既存の児童手当システムを改修するものです。

17ページをお願いいたします。

3款3項2目母子父子福祉費、説明欄1のひとり親家庭等医療費等助成事業814万3,000円は、ひとり親家庭等医療費の助成額が昨年の償還払いから受給券を利用する現物給付に変更になったことにより、利便性が向上し、当初の見込み額よりも上回ることから計上いたしました。

以上で議案第1号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 晴道） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、教育総務課所管の事項について補足説明を申し上げます。

今回、予算補正した中学校大規模改造事業の事業内容等につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、今後予定しているスケジュールにつきまして補足してご説明

をいたします。

補正予算書5ページをお開きください。

繰越明許費の補正です。

今回補正した設計委託費、工事請負費ともに年度内の完了が困難であることから、中学校大規模改造事業2億33万2,000円全額を繰越明許費に設定したものでございます。

現在想定しているスケジュールでは、補正予算成立後に準備を進め、12月に設計業務を発注し、3か月程度の工期を経て4月上旬頃に完了する予定としております。その後、設計成果を基に工事の発注準備を進め、4月中旬から下旬頃に改修工事を発注し、令和4年度末頃の工事完了を見込んでおります。

補正予算書23ページをお開きください。

今回、補正予算した感染症対策・学習保障支援事業835万3,000円の事業内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策や学習保障に関する小・中学校の消耗品と備品の購入に係るもので、消耗品費130万円の内訳としましては、主に消毒液や噴霧器などの新型コロナウイルス感染症対策用の消耗品の購入、教育用備品費705万3,000円の内訳としましては、つい立てや空気清浄機などの保健室備品類や、学びの保障に必要なオンライン授業に活用するためのウェブカメラを購入するための経費を計上したのになります。

以上で議案第1号の教育総務課所管事項の補足説明を終わります。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） おはようございます。

何点か、1個ずつ続けてやってしまっていていいんでしたっけ。

○委員長（林 晴道） どちらでも結構ですよ。

○委員（崎山華英） はい。すみません。感染症予防事業費等国庫補助金から、健診結果情報システム整備等に支出されたと思うんですけども、この健診結果情報システム整備等の内容をもうちょっと具体的に説明していただきたいなと思ひまして、お願いします。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 今回のシステム改修は2通りあります。

まず最初は、健診結果の情報を、マイナンバー制度を活用してマイナポータル等で閲覧や

市町村間での情報連携を開始できるようにするため、中間サーバに情報を登録するシステム改修にします。

もう1つは情報を受け取るほうの改修で、実施機関のデータがまちまち、ばらばらだったのを国が標準化様式を定めましたので、その標準化様式を市のシステムに取り込めるように改修するものです。

以上になります。

○委員長（林 晴道） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

続きまして、ひとり親家庭医療費の件なんですけれども、当初予算より支給増の見込みということで、先ほどご説明があったとおり、昨年からはひとり親受給券が始まって、ちょっと利便性が、利用しやすくなったということですよね。

ひとり親家庭の近年の増減とか、もしデータとかあれば教えていただきたいなと思ったんですけれども。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 昨年に制度改正があったんですけれども、昨年は通院1回で、通院と調剤ごとに課税世帯で1回……。失礼しました。月ですね。月1,000円と。そちらを償還払いをしていたものですから、必ず市役所のほうに領収書等を持参して申請いただくような形でした。

制度改正後なんです、通院1回300円、入院も1日300円というような形になりまして、受給券を窓口に提示いたしまして、そちらでお支払いをして、精算という行為がなくなったものです。そのため利便性がよくなったということで、今回補正のほうをお願いしたものでございます。

失礼いたしました。令和2年の実績でございます。母子家庭513世帯、父子家庭18世帯、父母なし5世帯、合計536世帯になります。

以上です。

○委員長（林 晴道） 崎山委員。

○委員（崎山華英） それは増加傾向なんじゃないかな。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 少子化の関係も影響しているかと思いますが、ひとり親家庭の世帯数は年々減少となっております。

○委員長（林 晴道） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

すみません。重ねて質問なんですけれども、ひとり親の基準をもう一度確認したいなと思いきまして、親が同居でも対象なのか、所得の関係で制限があるのか、ちょっと確認したいんですが。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 大変失礼なのですが、ひとり親の基準というのは医療費の関係の基準でよろしいですか。

（発言する人あり）

○子育て支援課長（多田英子） すみません。課税世帯300円、通院・入院1回当たりです。

非課税世帯は無料となっております。そのほか、父母のいない世帯としましても、祖父・祖母でも可能となっております。

○委員長（林 晴道） 暫時休憩いたします。自席でお待ちください。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時25分

○委員長（林 晴道） 再開いたします。

○子育て支援課長（多田英子） 大変失礼いたしました。同居する祖父母がいる場合でも、児童扶養手当に該当する世帯であれば、ひとり親として該当いたします。

○委員長（林 晴道） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

これは質問ではないんですけれども、受給券が出来上がって、前まで私もひとり親というか、シングルマザーだったときがあったんですけれども、平日市役所に行かなくてはいけなかったんで、その手間が省けたということは本当に利便性がよくなったなと思って評価しております。

以上です。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） すみません。10款1項の教育総務費、先ほど備品購入費705万3,000円のお話を聞いたんですけれども、旭市内全小・中学校に、もう一度、どのようなあれが配備されるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） では、詳細としましては、噴霧器、あとペーパータオル、あとニトリル手袋、それと消毒液、これは12校が3缶で、あとは5缶というような形で配布するような形になっております。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） それは旭市内の小・中学校だけですかね。

それと、先ほど需用費、消耗品費のほうで消毒液の話が、これで消毒液を購入するというような話だったかと思うんですけれども。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 市内の小・中学校という形で配布する予定です。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） 分かりました。

保育所のほうは子育て支援課になっちゃうから別なんですかね、それは。それは同じように子育て支援のほうで備品ですか、教育用備品として保育所関係はやるものなんですかね。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 今年度の保育所等の備品に関しましては、国のほうの補助金もございまして、消毒液ですとか、その他、空気清浄機ですとか、そういうものを配備しております。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） 分かりました。

一応、小・中学校よりも保育所のほうがどっちかといえば、子どもたちの行動範囲ですか、

ちょっと動きが読めない動きをしたいと思いますので、その点がちょっと心配だったので、質問いたしました。

もう1点、いいですか。

○委員長（林 晴道） どうぞ。

○委員（片桐文夫） あと、本会議場で平山議員のほうより中学校大規模改造ですか、来年4月からというお話で今聞いたんですけれども、この特別教室の工事、9室という回答があったかと思います。それは1つの建物全部を行うという考えでいいんですよね。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 特別教室棟1棟の中にある教室全てという形でよろしいです。よろしくをお願いします。

（発言する人あり）

○教育総務課長（杉本芳正） 当然、外壁のほうも行います。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 議案第6号につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、本委員会での補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 本会議において補足説明したとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について補足説明がありましたらお願いします。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、着座にて失礼いたします。

議案第8号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、現行の条例に周辺住民への説明責任の明確化や事前協議等の条文を新たに加えるなど、名義貸しや墓地等の無秩序な開発行為の防止を図り、地域住民と開発行為者とのトラブルを防ぐため、必要な改正を行うものでございます。

それでは、お手元のお配りしました環境課の資料をご覧くださいと思います。

手続きの流れをフロー図でご説明いたします。

説明資料の左側が現行のもの、右側が改正案での流れとなっております。

まず、改正案の一番上、事前説明（相談）の実施から、中段より少し下になりますが、墓地・納骨堂・火葬場経営許可申請書の提出に至るまでを説明いたします。

改正案では、事前説明（相談）を受けて、経営計画を示す①の標識の設置を義務づけることにします。現行では、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の施行規則の第3条に、周辺住民の居住者と土地の所有者の承諾を得なければならないとの規定はありましたが、事前の相談は任意となっておりましたので、①の標識の設置が行われず、計画区域内の住民に十分周知がされないまま、住民と土地所有者への説明が行われる場合もあり、事業者と住民との間に摩擦を生じる可能性がありました。改正案では、①の標識の設置により、あらかじめ住民への周知を図り、改めて②の住民等への説明を実施することといたします。

ここで、地域住民（申出者）から要望事項や反対などの意見があった場合には、さらに③になりますが、住民（申出者）と協議を重ね、事業者は④により住民（申出者）に対し見解を文書で示した上で、⑤の事前協議書を提出していただくことにいたします。

その後、事前協議書の審査となりますが、この段階で住民との調整が図られていないなどの不備があれば勧告や指導を行い、その後、不備が是正され、諸条件が整ったところで、第7条の本申請に当たる墓地・納骨堂・火葬場経営許可申請書の書類提出となります。

次に、本申請に当たる墓地・納骨堂・火葬場経営許可申請書が提出された後の流れについてご説明をいたします。

左側になりますけれども、現行では、提出書類の審査を行い、許可の是非を事業者に通知します。その後、着工となり、申請どおり施工されたことが確認された後、墓地・納骨堂・火葬場経営許可書の交付という流れでございましたが、詳細な規定が条例、規則に明記されておりました。

改正案では、事前協議の際に審査を行っているため、本申請で不許可となるケースはほとんどなくなりますが、工事に入ってから立入調査を行い、工事内容に問題等があれば不許可とすることができるようになっております。

以上で議案第8号の補足説明を終わります。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） すみません。改正でかなり基準の項目が増えて、一層ルールが厳しくなった印象を持ったんですけれども、これは全国的にこんなふうに改正になっているのか、それとも旭市独自なんでしょうか。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、お答えします。

全国的にという部分だと、ちょっと調べがついていないんですが、千葉県で考えますと、こういった事前協議の制度を設けているところは県内54市町村中47市が事前協議を設けております。旭市を含めた残りの7市が、こういった事前協議を条例のほうで記載していない。ほかの市ですと、条例に事前協議を記載しているところもありますけれども、要綱で対応しているところもありますが、やはり法的に効力を持たせるためにも条例のほうの改正で事前協議や住民説明等を規定したほうがいいということで今回の改正を上程させていただきました。

以上です。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について補足説明がありましたらお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） それでは、議案第9号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案の補足説明に入ります前に、改修工事後の第二市民会館の部屋の配置についてご説明をいたします。

お配りいたしました旭第二市民会館改修工事1階平面図をご覧ください。

1階部分の建築基準法で規定する不特定かつ多数の人が利用できる集会施設として適合可能となった部屋は、図面中央の第1研修室、第2研修室、第3研修室の3部屋になります。

図面左側のホールについては、健康づくり課の健診や献血、生涯学習課の美術作品の展示など多目的に利用できるホールになります。

旭市地域職業相談室、ハローワークについては、ハローワークとの協議により、図面右側の部屋に入る予定であります。

2階平面図をご覧ください。

旭市観光物産協会につきましては、物産協会との協議により、図面中央の部屋に入る予定であります。

図面左側の大会議室と小会議室につきましては、市の関係する団体の会議や研修会または、庁舎ではセキュリティー面で利用が難しくなっている夜の会議や休日の会議などを想定しており、インターネットを必要とする会議などにも対応できるよう改修しております。

また、部屋の名称につきましては、利用者が分かりやすいように他の公民館等の施設に合わせて変更する予定であります。

それでは、議案第9号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の19ページと、先ほどの1階平面図をご覧ください。

旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正は、別表第1、その1の旭市民会館の部屋の名称と、1時間当たりの使用料を他の公民館等の施設に合わせて変更するものであります。

部屋の名称は第1研修室、第2研修室、第3研修室とし、部屋の面積59平米の第1研修室と第3研修室は300円、113平米の第2研修室は部屋の大きさが第1と第3研修室のほぼ倍となりますので、600円としたものであります。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

宮内委員。

○委員（宮内 保） じゃ1点だけ、ちょっとお伺いします。

改修後の2階の多目的ルーム、軽運動場ということになっているんですけども、具体的にどんな軽スポーツ、運動ができるのか教えていただきたいんですが、よろしくお願いします。

○委員長（林 晴道） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩します。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時45分

○委員長（林 晴道） 会議を再開いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 今の2階の軽運動場なんですけれども、いきいき健康講座とか、あとはフィットネスダンス講座とか、そういった軽運動を想定しております。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 利用料金について質問いたします。

市外の方も同じ料金で利用できるのでしょうか。

○委員長（林 晴道） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 市外の方につきましては、1.5倍の料金になります。

以上です。

○委員長（林 晴道） 宮内委員。

○委員（宮内 保） すみません。もう1点お伺いします。

旭市観光物産協会が改修後、2階に来るということで、物産協会と協議か何かしていますか。

○委員長（林 晴道） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 現在、物産協会は青年の家に入っているわけですが、青年の家の廃止に当たりまして、物産協会と協議をしておりました。

以上です。

○委員長（林 晴道） 宮内委員。

○委員（宮内 保） 実は、先日、物産協会へ行って、いろんな話をしている中で、旭市に宿泊したお客さんに対して、返礼品じゃないけれども、お土産を、2,000円相当のものを配っているということで、あの事務所の中にそのお土産がいっぱいあって、すごい量なんです。ああいうものをやはり物産協会で作っているということは、例えば2階ですと非常に不便じゃないのかなと。私は、どっちかという、こういう物産協会のそういった仕事の内容もありますから、1階のほうがすごく便利なのかなと。とにかくすごい量でしたよ、宿泊した方に対するお土産の量が。それは何か県の事業で作っているということをちょっとお聞きしたんですけれども、ああいう物産協会なんかは、まして物産協会だと結構外からのお客さんも来ると思うんですよ。

ですから、私は、どっちかという1階のほうが利便性がいいのかなというように感じるんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（林 晴道） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 物産協会の物品ですか、そういったものが結構あるということと、それと利便性が悪いんじゃないかということでもあります。

一応、この施設に入るのはハローワークも1階に入る予定でありまして、それも青年の家の廃止に伴って第二市民会館のほうに入ってくださいなんですけれども、その中で検討をした結果でありまして、倉庫とか、そういったものについては、また今後、物産協会と相談してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（林 晴道） 宮内委員。

○委員（宮内 保） どっちにしても、物産協会の事務局の人たちとよく協議して、よろしくお願いします。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について補足説明がありましたらお願いします。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 議案第10号につきましては、本会議で説明したとおりです。本委員会での補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 担当に申し上げます。本会議で補足説明いただいた内容をもう一度お願いしたいと思います。

○体育振興課長（柴 栄男） 失礼しました。では、すみません。改めて議案第10号について補足説明を申し上げます。

まず、新旧対照表の20ページをお願いいたします。

20ページになりますが、まず飯岡庭球場の廃止に伴い、第1条で別表中、関連する部分を削除するものです。

次に、21ページをお願いします。

旭市サッカー場の設置に伴い、第2条で別表中、関連する部分を加えるものです。

22ページをお願いいたします。

飯岡庭球場の廃止に伴い、附則第2項により、旭市使用料及び手数料に関する条例中、別表第1の当該施設の使用料に関する部分を削除するものです。

23ページになります。

旭市サッカー場の設置に伴い、附則第3項により、旭市使用料及び手数料に関する条例中、別表第1の当該施設の使用料に関する部分を加えるものです。

以上となります。

失礼しました。あと、すみません。サッカー場の使用料の関係ですけれども、一般は1時間当たり2,000円を、高校生以下は1,000円と設定しました。使用料の算出につきましては、年間の管理運営経費見込み、利用者の負担割合、近隣の類似施設とのバランスなどを考慮して設定いたしました。

以上となります。

○委員長（林 晴道） ありがとうございます。

担当課の説明は終わりました。

議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員（永井孝佳） サッカー場の料金も、やっぱり1.5倍ということなののでしょうか。これ

は、ほかの条例で決まっていることですか。

あと、予約方法とかもほかの条例とかで決まっているんでしょうか。よろしくお願いします。

○委員長（林 晴道） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） まず、市外の方の利用の1.5倍、こちらについてはサッカー場も同じです。市として同じ考え方で考えております。

あと、予約は条例で決まっているのかということなのですが、予約の方法は条例では決めておりません。今から周知しますけれども、予約システムなり電話で予約するような形になると思います。

以上です。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） すみません。細かい話になってしまうんですけども、高校生以下というのは、例えば学校単位で申込みする場合は、申込みする人は先生になるので、大人料金になるのか、それとも高校だったら高校生料金になるのか、どういった場合に高校生以下の料金を利用できるのか教えてください。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（柴 栄男） 一般、高校生の取扱いですけれども、一応利用する方が高校生であれば高校生、代表は先生になるかと思えますけれども、あくまでも利用する方が高校生なり、もっと小さいのであれば、その値段が適用されるというような考えでおります。

以上です。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

宮内委員。

○委員（宮内 保） 委員長、この議案とは若干違うんですけども、サッカー場について質問していいですか。

○委員長（林 晴道） この審査の後に執行のほうに残ってもらって、その機会を、ほかの委員からも問合せがあったので、つくりたいと思っていますが。

○委員（宮内 保） 分かりました。じゃ、いいです。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について補足説明がありましたらお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 議案第11号につきましては、本会議で説明したとおりであります。その内容について再度説明させていただきます。

議案第11号、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について補足説明を申し上げます。

青年の家の機能を第二市民会館に移転することに伴い、来年度、青年の家を廃止することから、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

なお、本条例廃止に伴い、附則により、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正と、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正をするものでございます。

新旧対照表の24ページをご覧くださいと思います。

旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、別表第1から青年の家運営委員会委員の部分を削除するものでございます。

新旧対照表の25ページをお願いいたします。

旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正は、別表第1、その1から旭市青年の家の部分を削除するものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、令和4年4月1日からとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について補足説明がありましたらお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第17号、専決処分の承認について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをお願いします。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄1の就学前児童応援臨時給付金給付事業8,294万2,000円ですが、旭市独自の支援事業として、新型コロナウイルス感染症の影響により不安を感じながら生活様式の変更を伴う育児を余儀なくされている市内在住の就学前児童を子育てする世帯を対象に、早期に生活の安定を支援するため、児童1人当たり3万円を給付するものです。

主な事業費の内訳として18節、就学前児童応援臨時給付金8,190万円ですが、令和3年9月30日に本市に住民登録がある平成27年4月2日から令和3年9月30日までの間に生まれた児童分で2,730人を見込んだものです。

変異株ウイルスの流行以降は、感染リスクは大人も子どもも変わらないという見解が示されております。しかしながら、乳幼児に関しては、感染対策の基本であるマスクの着用がかえって健康被害を及ぼす可能性が高いとされ、着用は推奨されておられません。そのような中でも感染症対策と向き合いながら子育てする世帯を早急に支援する必要があることから、専決処分にて対応したものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

3款3項6目保育所費、説明欄1の公立保育所運営費3,061万3,000円ですが、いいおか保育所で発生した漏水により被害を受けた園舎の改修に要する経費です。

事業費の内訳は、12節委託料、設計監理委託料としまして49万5,000円、14節、保育所改修工事といたしまして3,011万8,000円を計上いたしました。

それでは、園舎改修工事の概要につきましてご説明いたします。

お手元の旭市立いいおか保育所改修工事と右下に書かれた図面をご覧ください。

いいおか保育所の園舎はRC造り2階建、延床面積が1,010.62平方メートル、そのうち1階部分の面積は667.12平方メートルでございます。

この図面は、今回、改修工事が必要な園舎1階部分の平面図を用意させていただきました。

今回、左下、赤い丸印で示しました箇所の給水管から漏水が発生いたしまして、園舎床下に水がたまって被害が生じております。影響範囲を調査した結果、水色で塗って示しました遊戯室、0・1歳児保育室、事務室、玄関ホールなどを含んだ1階の広範囲、約400平方メートルに及んでおります。床は水を含んで膨らみ、一部扉の開閉にも支障があり、随所で壁に染みが確認されており、床や壁を張り替える大規模な改修工事が必要となっております。

現在、やむを得ず、被害の及んでいない、図面、右上になります2歳児保育室におきまして、被害を受けた0・1歳児保育室を利用しているお子さんを一緒に合同保育を実施してい

るところですが、一日も早く安心・安全な保育環境を取り戻し、本来あるべき保育運営を実施したく、早急な改修工事を必要とするため、専決処分にて対応したものでございます。

なお、この図面につきましては、子どもたちへの防犯上の観点から、取扱いにはご留意いただきますようお願い申し上げます。

以上で議案第17号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（林 晴道） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について質疑がありましたらお願いいたします。

宮内委員。

○委員（宮内 保） この旭市立いいおか保育所の改修工事なんですけれども、これは建ててまだ7年ぐらいですよ。それで何でこういった漏水が発生するのか。ちょっとこれは工事業者の責任だとか、いろいろ問題が相当あるんじゃないですか。その辺どうでしょうか。

○委員長（林 晴道） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 初めに、経緯について申し上げます。

本年3月末にエレベーターが故障いたしました。このお話は前回の常任委員会のお話のときも報告として少しお話しさせていただいているところです。直ちに、設置業者に故障原因の調査を依頼いたしまして、6月にゴンドラを持ち上げまして、下のピット内の冠水を確認し、エレベーターのモーター類が水没しておりました。その後、原因は漏水が考えられるということから、7月末にその場所を確定いたしまして、修理を実施したところです。

委員がおっしゃいます、どうしてなのかということなんです。水道管のところに小さな亀裂が入っておりました。そこを修理したんですけれども、そこから少しずつ少しずつの水が流れ出て、それが大きな原因で広範囲の漏水になってしまいました。

また、その漏水の確認なんですけれども、水道のメーターのほうは月に一、二回は保育所でも確認しておりまして、パイロットメーターというのがほぼ回っていなかった。それで、当然のことなんです。事務局といたしましては、水道の量、そして料金、全て記録しております。そちらはほとんど影響が出ていなかったということから、漏水を発見することができなかったものです。

もう1つ、委員さんがおっしゃいました業者の問題なんじゃないかというお話なんです。こちらはかなり大きな漏水ですので、当然検討いたしまして、瑕疵保証期間、瑕疵担保の期間というものが契約書の約款の中で瑕疵保証期間2年と記録されております。重大な過失が

あった場合は瑕疵保証期間は10年とされているんですけれども、市の顧問弁護士のほうにも相談させていただきました。それまでに建物ができるときに検査等もしております。水道の検査のほうもしております、特に問題がなかったということで、それが業者の問題であろうということを立証することが難しいというお話でしたので、責任の追及ということができないのかなという結論に至っております。

○委員長（林 晴道） 宮内委員。

○委員（宮内 保） これだけの広範囲に漏水があつて、これは重大な業者さんの、私は瑕疵があつたと思うんですよ。まだ10年たっていないんですよ。ですから、その辺もう少し私は業者さんの瑕疵をもっと追及できないんですかね。その辺をちょっとお伺いします。

○委員長（林 晴道） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 市のほうでも、委員のおっしゃるとおり、こちらはかなりの金額が出ておりますので、請求したいということで、いろいろ検討をしたところですよ。

ですが、顧問弁護士にも、先ほど申しましたように相談させていただきまして、その工事の中でどの工事の方が傷をつけたか、また、そういう細かい立証をする手段はもうないでしょう、そこを立証することは困難ですよという回答をいただいているところから、こちらも残念な思いですが、その責任の追及はできないのかなと考えております。

○委員長（林 晴道） 宮内委員。

○委員（宮内 保） そういうことでしたらあれですけれども、保育所の職員の皆さんも、これだけの漏水があつたということに何でもう少し早く気がつかなかったんですかね。その辺ちょっとまた、どうなんでしょうか、職員の皆さん。

○委員長（林 晴道） 宮内委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 先ほどもご説明したように、扉の開閉がうまくできなくなつたと。あと、壁のほうに染みができてきたというのが漏水だったということで、その箇所を修理した後に急に発生してきたものでございまして、それまでは保育所の職員のほうも原因が分からないままでした。

以上です。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） すみません。早急の対応というのは本当に子どもに対してもよかったのかなと思うんですけれども、この工事箇所以外に、左側の白い部分ですか、調理室、前室のところの入り口が多分あると思うんですよ。その入り口の扉なんかもたしかさびているかと思うんですけれども、漏水とは関係ないあれだとは思うんですけれども、これだけ大規模な改修をするのであれば、違うところも見た中で改修したほうがよかったんじゃないかなと私は感じたんですけれども、どうでしょう。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 扉がさびているというお話なんですけれども、今のところは開閉に特に問題はない状況で行っておりますので、もう一度現場を確認いたしまして、あまりひどいようでしたら、その箇所の改修も考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） じゃ、ぜひともお願いしたいと思います。大規模な工事をやる以外のところですか、もう一度点検のほうをしていただいて、先々この保育所も違う計画があるかと思っていますので、その点のところを踏まえてやっていただきたいと思います。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） ご意見ありがとうございます。

全体的に改修すべき箇所をもう一度見直したいと思います。ありがとうございます。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

すみません。ここで11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○委員長（林 晴道） 引き続き議案の審査を行います。

ほかに質疑はありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） 私のほうからは、就学前児童応援臨時給付金給付事業について質問させていただきます。

先ほど専決処分された理由のほうはお聞かせいただいたんですけれども、ほかの世代への、優先すべき世代への支援がない、きちんと協議されて専決に至ったのか。例えば、高校生ですとか、大学生ですとか、子ども手当がもらえない世代のお子さんをお持ちのご家庭もたくさん市内にもある中で、専決してまで就学前の児童の方に給付金を今回されるということは、きちんと協議されたのか、された上での決定になったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 高校生、大学生の協議がされたのかということなんですけれども、そのあたりのお話もありましたが、今回はマスクを着用することができない年齢の子どもたちに対して、消毒ですとか、ふだんやらないようなことを子どもたちに求めたりとか、外出を自粛したりとか、そういうことに保護者の方たちがかなり神経を使いながら子育てされている。そういうところから、今回は就学前の子どもたちに限定して給付金を実施させていただくものです。

○委員長（林 晴道） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。

小・中学生は、この前、給食費免除ということで6か月間免除になって大変ありがたいんですけれども、本当に高校生以上となると子ども手当もないですし、コロナ禍で学業を頑張っているけれども経済的に困窮されている家庭も多くあるんじゃないかと思うので、もう少しそちらの支援の薄い世代についても考えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 高校生に関しましては、今、国のほうの給付金といたしましてゼロ歳から18歳、そちらのほうが今後実施される見通しです。大学生につきましては、国のほうでも困窮している大学生という形で実施する予定と聞いております。申し訳ございませんが、市のほうでは現在は考えておりません。

○委員長（林 晴道） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（林 晴道） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市育英基金条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市青年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 晴道） 全員賛成によって、議案第17号は原案のとおり承認されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 晴道） ご異議がないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（林 晴道） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管の課は随時報告をしてください。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 健康づくり課より新型コロナワクチンの接種状況と感染状況についてご報告いたします。

配付資料をご覧ください。

初めに、新型コロナワクチンの接種状況です。

（１）全人口に対する接種状況であります。11月8日現在、1回目の接種人数は5万2,375人で、2回目の接種人数は5万1,952人、全人口6万4,384人に対する1回目、2回目の割合については記載のとおりとなっております。

続きまして、（２）接種対象者の内訳でございます。12歳から64歳と65歳以上に区分しております。各々の接種人数、割合については記載のとおりでございます。

続きまして、2、旭市感染状況でございます。

感染者数及び療養内訳は県からの情報提供でございます。11月11日現在の感染者数及び療養内訳は記載のとおりでございます。昨日時点の旭市の累計感染者は492人でございます。10月から新規感染者の発生はございません。

資料の説明は以上なんですけれども、3回目のワクチン接種についてですが、先日、厚生労働省から自治体向けに説明会が開催され、概要が示されました。

対象者は1・2回目接種を完了した18歳以上の方で、2回目接種日から原則8か月以上の間隔をおいて1回接種となっております。使用するワクチンは、現在のところ、薬事承認されているファイザー社製のワクチンを使用することになっております。接種時期に合わせて順次通知を発送し、前回同様、希望者に申込みをしていただく流れを予定しております。

事業に係る経費につきましては、現在編成中でございますので、専決処分にて予算措置をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で健康づくり課からの報告を終わります。

○委員長（林 晴道） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課から国制度の新たな子育て世帯への臨時特別給付金の支給について現状を報告いたします。

国は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、ゼロ歳から18歳までの児童を子育てする世帯を対象に、新たな給付金等制度として、まずは児童1人あたりに年内をめどに5万円を現金給付し、次に学用品など子育て関連用品が購入できる5万円分のクーポン券を配布し、合わせて10万円の経済支援の実施を予定しております。

市においても、5万円の現金給付は児童手当関連データを活用するなどして可能な限り年内に支給するよう迅速な対応が求められています。今後、国から事業内容の詳細が示されましたら、年内中には給付金が支給できるよう専決処分にて予算措置させていただき、早急に支給事務を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で子育て支援課からの報告を終わります。

○委員長（林 晴道） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

木内議長。

○議長（木内欽市） すみません。今、コロナが何日間、旭市はないとおっしゃいましたか。

○委員長（林 晴道） 木内議長の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 10月1日から今まで新規感染者は発生しておりません。

以上になります。

○議長（木内欽市） これは非常にいいことで、できれば私がいつも考えているのは、よく工事現場とかに事故何日間ゼロとか、旭警察へ行っても死亡事故何日ゼロとかありますよね。もしもそういうのをやって、市民にもっと知らしめる、注意を促す。

今、もうゼロがずっと続いていますけれども、私は会合のたびに言うんですが、6波は必ず来るわけで、世界を見渡したら、日本は大丈夫なんですけれども、ドイツは人口が日本の7割か8割しかないんですが、感染者はもう550万人も出ているんですよ。それで、連日最高を更新しているでしょう。昨日のニュースでは、オーストリアはもうロックダウンでしょう。

ですから、物すごいのがまた来るので、それまでに今現在封じ込めると。旭市は安全なまちだという、今現在、旭市も人口割にしたら県内でも少ないほうなんですよ、感染者がね。ですから、これをそのまま封じ込めて、旭市は安全なまちだという大きなあれになりますのでね。

それで、私が提案申し上げたいのは、この間、何かで、どこかで見たんですよ。手洗い、手洗いとよく言いますが、非常にいいことだと思います。ですから、そのおかげで風邪とかインフルエンザがないですよ。ですから、ほとんど今、風邪をひいている人はいないそうなんです。私も今日、ここを開けてもらうように言いました。寒いですが、寒さでは風邪はひきません。南極には風邪の菌がないから、南極に行ったって風邪をひかないそうなんです。体力が弱ったり寒いときに風邪の菌があると、それで風邪に感染すると。ですから、どんどん換気もよくして。

それで、手洗いでやるのに具体的に、よく覚えておくよかったな。どこかで調べれば分かると思います。ウイルスが手について、真水で洗った場合には、例えばウイルスが10万個ついていたら5万個減るとか、あるんですよ。それで、石けんで1回丁寧に洗うと、それが7割か8割ぐらい減るんですよ。2回手洗いをすると90何%減るんですよ、ウイルスが。ですから、完全にシャットダウンできるんですよ。ですから、そういうのをちょっと調べて、広報に載せるまでもないでしょうが、回覧板で配ると、具体的に、ああ、なるほど、手洗い

はこんなに効果があるんだと分かるので、ぜひそれを、お手数をかけますが、コロナを増やさないためですので、そういうのをぜひやっていただきたいと、このように思いますが、ぜひご検討ください。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 木内議長のご意見に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、検討したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 晴道） 木内議長。

○議長（木内欽市） 何でこれをくどいように申し上げますかという、毎回、私はどこの会場でも言うんですが、私は昨年、議長に就任しました。そのときに、よく前市長といろんな会場へ行くんですが、そのときに、旭市は少ない、少ないといつも言っていたんですよ。それで、明智市長が、何でかな、海があるせいかな、それとも山があるせいかな、中央病院の意識もあるのかななんて言っていましたが、当時、54の市町村で旭市が一番下だったんですよ。市の中では一番下。町は房州の睦沢町とかどこかが、旭市が20人のときに、そこが3人ぐらいだったんですよ。だから、人口割でいくと、こんなことを言っちゃ睦沢町に失礼なんです、そこがもう1人コロナ患者が発生すると、旭市は千葉県の54市町村で一番下ということだったんですよ。それが急に今年になって増えちゃいましたが、要するに、当時はそうだったんです。

ですから、今でも私は新聞を毎日見るんですが、最初の頃は匝瑳市で出たとか、東庄町で出たという、そちらのほうの食堂とか、行く気がちょっとしなかったですよ、怖くて。銚子市で出たという、やっぱり最初は遠慮したんですよ。ですから、そういうこともありますので、旭市はこれから例えば第6波が襲ってきても、旭市は感染者が出ない、出ないということは無理でしょうけれども、非常に少ないということになれば、旭市は安全なまちという大きな効果が出ますので、ぜひそれをご検討いただきたいと思います。

米本市長もコロナ対策ということを大きくうたっているわけですよ。市長のあれにも合うんです。ですから、コロナ対策、具体的に何をやっているんだ、旭市と言われても、何もやらないわけですよ。ですから、この前の全協のときにも私から申し入れて、担当課が来てコロナの対策をやってもらいましたが、ぜひ私のほうからそれを申し入れたいと、このように思いますので、ぜひぜひ前向きにご検討いただきたい、このように思います。よろしくお願いいたします。答弁は結構です。

○委員長（林 晴道） ほかに質問はありませんか。

片桐副委員長。

○委員（片桐文夫） すみません。この結果を見ますと、接種対象者12歳から64歳の人数から1回の接種をした人数が5,000人ほどまだ少ないんですけれども、その方に対しての対応とか、市からその人に対しての対応とかというのは行っているのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（林 晴道） 片桐副委員長の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） すみません。今、5,000……

（発言する人あり）

○健康づくり課長（齊藤孝一） はい、3万8,396人です。

（発言する人あり）

○健康づくり課長（齊藤孝一） その差が5,000人ぐらいということですね。

接種対象者のほうなんですけれども、いろいろ接種できない事情もあるかと思います。アナフィラキシーショックを持っている方とか、その他、まだ11歳の方が12歳になっていなくて、これから接種を受ける方も多少含まれますので。

まだ未接種の方につきましては、広報やホームページ等で接種を呼びかけたいと考えております。

以上になります。

○委員長（林 晴道） ほかに質問はありませんか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 3回目のワクチン接種について質問させていただきます。

職域接種でモデルナ製のワクチンを打った人も3回目は自治体でファイザー製を打つ感じになるのでしょうか。

○委員長（林 晴道） 永井委員の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 一応、国のほうでは、モデルナを打った方でもファイザー製が打てる、混合接種を認めるというような判断を現在しております。

以上になります。

○委員長（林 晴道） ほかに質問はありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） すみません。片桐委員の質問の延長になるんですけれども、接種をまだされていない方が全体で7,000人ぐらいいらっしゃる。1回目も打っていない方が7,000人ぐらいいるような計算になると思うんですけれども、その7,000人、どなたが打っていないというのは、市では把握はできないということですよね。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 打っていない方につきましては、一応把握はできます。

○委員長（林 晴道） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

多分健康上の問題とか、体質上の問題で打たないという選択をされている方とかも多いらっしゃると思うんですけれども、中には打てない家庭環境ですとか、前回は質問させていただいたんですけれども、集団接種会場に行けないような状況に置かれている方とか、ハイリスク家庭の方ももしかしたら含まれていると思うんですよね。なので、そういう方を拾い上げる、ある種の指標になるのかなと思うんですけれども、なぜ打てないのか、例えば介護で手いっぱい打ちに行くことができないとか、そういう方を拾いに行くための一つの情報として使えないのかということをお尋ねしたいです。

○委員長（林 晴道） 崎山委員の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 7,000人の名簿が分かっているから、それで、その理由をとということですか。

（発言する人あり）

○健康づくり課長（齊藤孝一） 取りあえず、現状では個々の方7,000人に当たるというのは大変難しいのかなと考えております。

以上になります。

○委員長（林 晴道） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。

前回は、先日の三川の火事もありましたけれども、多分そういう方とか、介護で自分の生活でいっぱいいますと、多分ワクチンとかも行かれていない方もいらっしゃるんじゃないかなと思うので、1つ、その7,000人の中にそういう方が含まれているんじゃないかと

ということで質問をさせていただきました。ありがとうございます。

○委員長（林 晴道） ほかに質問はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 晴道） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（林 晴道） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時50分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 晴 道

総 務 常 任 委 員 会

令和3年11月24日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 3 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 旭市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第13号 東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第14号 市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第15号 市の境界変更について

出席委員（6名）

委員長	宮澤芳雄	副委員長	平山清海
委員	島田和雄	委員	伊藤保
委員	飯嶋正利	委員	島田恒

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 木内欽市

説明のため出席した者（15名）

副市長	飯島茂	秘書広報課長	椎名実
行政改革推進課長	大八木利武	総務課長	宮内敏之
企画政策課長	小倉直志	財政課長	山崎剛成
税務課長	伊藤義一	市民生活課長	八木幹夫
会計管理者	向後稔	消防長	伊東秀貴
監査委員局長 事務局長 その他担当員	高野久		
	4名		

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩
副主幹	菅晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまです。

新型コロナウイルス対策のため、本日の会議は全て着座のまま対応させていただきたいと
思います。よろしくお願いいたします。

朝晩めっきりと寒い季節に入ってまいりました。委員の皆さん、また執行部の皆さんに当
たりましても、健康に十分ご留意いただきたいと思います。

昨今、非常に市民から反響がありまして、旭市だけコロナウイルスの感染が出ていないと、
これは本当にありがたいことだということで、大変な好評が私のところには届いております。
職員の皆さんの努力に対して、心より改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。
引き続き対応をしっかりとお願いをいたしたいと思います。

それでは、これより総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

なお、市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解を願
いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 1分

再開 午前10時 2分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、木内議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む8議案について審議をしていただくことになっておりま
す。

もう既にご存じでしょうが、議案質疑において本日の審査、そして本会議の採決へと進む

わけであります。この審査結果が、束縛はしませんが、本会議の採決に大きな影響を及ぼします。十分なる審議をお願いいたします。

なお、ただいま宮澤委員長からありましたが、コロナについてですが、今日は今年1番の寒さということでございますが、あえてドアも全部フルオープン、ここも開けてあります。少々寒いですが、寒さでは風邪は引きません。ウイルスがなければ風邪は引かないわけですから、体力は弱りますが、寒さでは風邪は引きません。しばらくの間、我慢をしていただきたいと、このように思います。

確かに旭市は、10月からコロナの感染者がゼロであります。ぜひこれ続けていただいて、今日は副市長をはじめ執行部の幹部の皆様がおいででございますので、ぜひぜひこの旭市からコロナを、今ドイツとかは爆発的に増えていますから、やがてはこれ来るでしょうが、旭市をより感染者を減らして安全な町というご努力を私どももしてまいります、どうか皆様方もよろしく願いをいたします。

毎回新聞で見るんですね。まず最初に旭市を見て、銚子市を見て、匝瑳市を見て、時々銚子市、匝瑳市で出る場合がありますが、先ほど申し上げたように、旭市は出ておりません。

この間の委員会でも申し上げたんですが、よく工事現場に何日間死亡事故ゼロとか、警察署へ行きますと、交通事故死亡者百何日間ゼロとありますが、ぜひ本市もそういうのをやって、市民にさらなる注意を促していただけたらと、なお一層いいのかなと、このように思います。

この間も申し上げたんですが、具体的に手に例えば10万個コロナのウイルスがついていて、真水でよく洗うと、それが半分ぐらいに減ると。それで、洗剤をつけて1回やると、それが7割ぐらい減ると。2度洗いすると、九十何%減るということなんですね。そういったこともぜひ広報なり、回覧板なりで周知していただいて、市民にさらなる徹底をお願いしていただければと、このように思います。

幸いコロナのおかげと言っては失礼かもしれませんが、風邪とかインフルエンザはめっきり発生がありません。この間も、私、お医者さんへ行って、ちょっと風邪つけかなと言ったら、風邪なんか今ないんですよ。それはコロナかも分からないと。マスクを取らなくていい、取らなくていいと、こうやって言われましたがね、さっき言ったように風邪のウイルスは今ありませんので、風邪にかかる人はほとんどいません。それと同じに、コロナのウイルスもなくなればコロナにかかる人はないわけですが、ちょっと話が長くなりました。

副市長、よろしくお願いします。

それでは、宮澤委員長、よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 議長、ありがとうございました。

議案の説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは、私もコロナ対応ということで、着座のままご挨拶申し上げさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、改めまして、おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で8議案でございます。

内訳は、まず予算関係が1議案で、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、次に、条例関係が3議案で、議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、次に、計画の策定が1議案で、議案第12号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について、最後に、協議等の議案が3議案で、議案第13号、東総地区広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第14号、市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について、議案第15号、市の境界変更についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令

和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について、議案第13号、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第14号、市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について、議案第15号、市の境界変更についての8議案であります。

初めに、議案第1号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、着座にて失礼いたします。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算のうち、人件費について補足説明を申し上げます。

補正予算書の27ページをお願いいたします。

給与費明細書になります。

今回の補正は、人事院及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与改定の影響額が主な要因で補正を行うものです。

初めに、1の特別職、表の期末手当の欄になります。

一般職の職員の給与改正に合わせて、期末手当の支給率を年間4.45月から4.3月に改正したもので、補正後と補正前を比較しますと、190万4,000円の減となります。

続いて、28ページをお願いいたします。

2の一般職（1）の総括の表になります。

初めに、職員数についてですが、補正後と補正前を比較しますと、職員数が9人の減となりますが、常勤職員の人数が当初の想定と比べて減ったものでございます。

次に、給与費ですが、職員手当等が3,136万6,000円の減となりますが、これは期末手当の減によるものでございます。期末手当の減に伴い、共済費も594万7,000円の減となっております。

次に、29ページになります。

こちらは総括のうち会計年度任用職員を除いた常勤職員の給与費等を表したものとなっております。

次に、30ページをお願いいたします。

(2) の給料及び職員手当の増減額の明細です。

職員手当等が3,136万6,000円の減で、内容は制度改正に伴う増減分が2,368万3,000円の減となります。これは年間の期末手当の支給率が2.55月から2.4月へと0.15月分引き下げられたことによって減となったものでございます。また、その他の増減分は768万3,000円の減で、これは新陳代謝や人事異動による減額分でございます。

続いて、(3) 給料及び職員手当の状況になります。

アの職員1人当たりの給与については、直近と当初予算書の平均月額を職種ごとに比較したものであります。

次に、31ページ、イの級別職員数については、級及び職種ごとの人数を当初予算書と比較したものでございます。

次に、32ページのウ、期末手当・勤勉手当ですが、国の制度に合わせて支給率を年間4.45月から4.3月に改正したことを示したものでございます。

以上で、議案第1号、総務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 10ページですか、臨時財政対策債の1億7,000万円の減ですが、これは本会議で説明があったんですが、もう一度詳しくお知らせいただきたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 臨時財政対策債の補正額、こちらマイナスの1億7,791万4,000円についてでございますけれども、こちらが臨時財政対策債の発行可能額が国から示されまして、その金額と当初予算の差額をマイナスしたと。予算のほうは1億7,791万4,000円結果的に多かったということで、国の発行可能額に合わせたものでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 議案第3号につきましては、本会議において補足説明を申し上げた以外に追加の説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 議案第4号につきましては、本会議において補足説明を申し上げた以外に追加の説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 議案第5号につきましては、本会議において補足説明を申し上げた以外に追加の説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第12号につきましては、本会議において補足説明したとおりですので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 今回この旭市過疎地域持続的発展計画、これを策定されたということでありますけれども、新しい過疎法、これが今年の4月から始まったわけでありまして、旧干潟町がこれに指定されたということでありますが、この新しい過疎法指定の条件、それと千葉県下でどのくらいの市町村が指定されているのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず、指定に係る指定要件ですけれども、国勢調査による人口要件、それから財政力要件の2つとなっております。

具体的に申し上げますと、平成2年から平成27年までの25年間、この25年間の人口減少率が21%以上、もう一つ平成29年から令和元年度までの財政力指数の平均が0.64以下、この2つの条件がございます。

旭市の場合、同時期の人口減少率、干潟地域で22.7%、財政力指数の平均が0.496と、2つの条件をクリアしているため、干潟地域が一部過疎地域として指定されております。

それと、県下でどのくらい過疎指定を受けているかということですが、一つずつ申し上げます。

勝浦市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、鋸南町、それと鴨川市、こちらは旭市と同じように旧天津小湊町の区域に限る指定でございます。それと、当方旭市、こちらが旧干潟町の区域に限る指定でございます。合わせますと、8市町が過疎地域として指定されております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 以前6月の議会でしたか、伊藤保議員が過疎法について質問されておりましたけれども、そのときの答弁でもあったのかなと思いますが、この過疎法による国の支援の内容、これについて再度お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 干潟地域が過疎地域の指定を受けたことによりまして、県が策定する方針に基づき市が過疎計画を策定し、こちら本議案でございます。議会の議決を経ることで事業費全額に充当でき、元利償還の70%を交付税措置されるという大変有利な過疎対策事業債が発行できます。

それと、各種補助事業によります国庫補助率のかさ上げ、それともう一つ固定資産税の課税免除に伴う減収補填措置といった国からの財政支援措置が活用可能となっております。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 支援の内容をお伺いしたわけでありますけれども、そういった中で旭市がこの過疎法に指定されると、意外な感じがしたわけでありますけれども、そういった中で今、課長から答弁があったように、財政的な国の支援を受けられるということで、本当に旭市、ラッキーかなというふうに今感じているところであります。

国の支援の内容についてちょっと具体的にお伺いしたいんですが、この事業計画を見ますと、例えば一番大きな事業というふうに思われますのは、干潟地区におきましては、小学校とか中学校の改築事業ですか、新築ですか、そういったものが、これ一番大きな事業かなというふうに思います。こういった事業を今後する場合に、先ほどの答弁では国庫補助事業、それから過疎対策事業債、これが使えると答弁があったわけでありますが、例えば今言ったような小学校、中学校の改築事業についてはどちらを使えるのか、お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 公立小・中学校の統合等に伴う校舎整備等につきましては、まず国庫補助率のかさ上げがございます。従来2分の1のところ、干潟地域に限っては10分の5.5と1割増しの補助が受けられます。

また、その整備費から国庫補助金等を差し引きたいいわゆる補助裏と言われるもの、本来は自主財源で賄わなければならないものを過疎対策事業債、残りが10分の4.5になりますでしょうか、これを全額に充てることが可能となっております。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、例えば学校を建設する場合には、まず国庫補助事業があって、さらに残りの部分について旭市の負担になるわけでありますけれども、それについてこの過疎対策事業債ですか、こちらを使えるということですね。

そうなりますと、実質的な旭市の負担、今の計算上でいきますと、どのくらいになりますかね。今計算すれば。例えば、10億円の事業で実施したとしたら、実質的に旭市の負担はどのくらいになりますか。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

実質的な10億円ということで金額が、すみません、私、数学が弱いもので、すぐには出ませんが、条件としましては、10億円だとすると、5.5億円、5億5,000万円の補助金が来ます。それで、残りの4億5,000万円を過疎の事業債に充てることになります。その4億5,000万円の元利償還、利息も含めますので、元利償還のうち70%が後に交付税措置されるということになります。ですから、4億5,000万円の借入れをしたときの元利償還の30%で済むということになります。利息のほうがありますので、一概に4億5,000万円借りたからといって4億5,000万円返すわけではないので、ちょっと今この場では、すみません、私、数字が弱くて計算できないんですけれども、実質的にはそうなります。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 4億5,000万円が旭市の負担の中で、過疎対策事業債を使えば3割旭市が負担すればいいということになりますと、元金だけでいいますと、1億3,500万円が旭市の負担で10億円の事業ができると。こんなに両方とも該当になるのかと、すごく旧干潟町にとっては、本当に大変これからやりやすい積極的に進めなければならない事業かなというふうに思いました。

いろんな事業が書かれていますけれども、国庫補助事業に全部が該当するわけではないんでしょうか。どういう部分が該当して、過疎対策事業債を使うのはどういうものなのか、その辺の区別についてはだいたい分かっているのでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 過疎対策事業債に当たるもの、今回計画には全て盛って、総合戦略にあるものを全て盛ってございます。これらのうち過疎対策事業債に当たるものがどれかということなんですけれども、この計画の中には当たらないものもあると思います。取りあえず打っておくということで上げたわけです。

過疎対策事業債につきましては、過疎からの脱出といいますか、持続的な発展に資するものということに充てられるものなので、これは県との協議の中でそれを認めてもらえれば充てられると。これはちょっとと言われれば充てられない。今分かっておりますのは、例えばプレミアム商品券の発行ですとか、そういう一過性のものには駄目ですよということだけは、はっきり言えると思います。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 国庫補助事業の対象になるようなものはどういうものか、分かればお伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 国庫補助事業に当たるものについては、国にあって、そのメニューがあるもの。例えば、先ほどの学校の建築ですとか、そういったものになるかと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） それともう一つ、合併のときには合併特例債で基金を積み立てることができました。地域振興基金、二十数億円ありますけれども、これは合併特例債で基金をつくったわけでありまして、過疎債で基金を積み立てることができるのかどうか、お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） まず、合併特例債のときの地域振興基金ですけれども、こちらにつきましては旧市町村の区域の地域振興、あるいは地域住民の連帯強化ということのためのソフト事業を実施するため、基金の積立てに起債を充当しておりました。その運用益を事業の財源に充てるということが可能となっておりました。

今般の過疎対策事業債につきましても、当該年度の過疎債ソフト事業分の発行限度額のうち、当該年度事業実施分の残額を上限として起債を起こしまして、基金に積み立てることは可能でございます。

しかしながら、本市の場合、今年度で申し上げますと、発行限度額3,500万円ということまで過疎計画に掲載する事業への起債充当を予定しております。限度額いっぱいいっぱいですね。現在のところ、基金の積立てに関しては、県との起債協議を行う予定はございません。実際には3,500万円ですので、使い切りということになっていくかと思えます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 分かりました。

この計画の期間は10年間ということでありまして、今回は5年間の計画ということの中で10年間この計画があるということでありまして、その間にここに示されている

ような事業を実施していくということになるんだと思いますが、10年間でこれが全部全て終了なのか、延長もあるのかどうか、お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 委員おっしゃるように、今回の過疎法の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間となっております。

それで、国はこの10年間で何をしたいかという、国としては卒業団体というようなことを言っておりますけれども、この10年間のうちに過疎から脱していただきたいということで、この計画期間につきましては千葉県の方針に従いまして、法律の有効期限を5か年ずつ前期と後期の2期に分けて今回策定しております。

それで、10年後にどうかといいますと、この法律、名を替え品を替え、昭和45年から50年ほどにわたり取り組まれてきております。したがって、10年後も内容の見直しが図られるかとは思いますが、また新しい法律として引き続き実施される可能性があるものと考えております。

それと、先ほど申し上げましたように、旭市全体にとってみれば、やはり過疎地域から脱出するということが、この例えば過疎債なんかを有効に使いまして、その人口減少に歯止めをかけるということが、責務であるのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 分かりました。

いずれにしても、この計画、様々な国の支援があるわけでありますので、有効に活用していただきまして、旭市の発展につなげていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

島田恒委員。

○委員（島田 恒） 島田和雄委員のご質問にも若干重複するところはあるんですが、旭市の過疎地域というようなこの計画、ネーミングについては個人的にはいかなものかなという、市民の方々の感情を考えれば、ですけれども、法律のことですので、仕方ないとして、基本的にはこの計画については総合基本戦略に基づいているというご説明を受けましたけれども、事業の具体的な進めるときに当たって、面的な事業ということになれば、これ

は切り分けは簡単だと思うんですけども、例えばシステムに関わること。例えば、もっと具体的に言えば、コミュニティバスの運行システムというものを新しくしようというときには、面的には限定できないということで、そういう立てつけが総合戦略と同じで内容を限定したということですけども、そういう全体的に関わるシステム等については、事業の支出については切り分けができるのかどうか。

質問の意図は、できればそういうものについては全体に関わることですので、そういうものに関われば一番いいだろうという意味で、そういう質問です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田恒委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

全体に関わるものが、例えば事業債の発行に該当するかどうかというご質問だと思います。

これ、バスの運行に関しては、今年度から事業債を発行しようとして、今準備しております。それについては、やはり干潟地域内の路線ということに限られてまいります。

例えば、千葉交通の路線バスが東庄町から旭市まで入ってきますけれども、その中において干潟地域の運行キロ数、それに限って、その案分に限って、事業債が起こせるというような形になってまいります。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 私もこの過疎債というのは、なかなか理解ができないんです。

この計画の中に道路だとか、橋梁だとかというのがありますがけれども、これは市全体的に見て、この干潟地域が優先されるということですか。やはり1年間にやれる本数だというのは限られていると思うんですよ。もちろん金額もですね。それに対して、例えば10年間なら10年、5年間ということになっていきますけれども、その部分があるから先んじてやるということなのか、その辺も含めて伺います。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 先ほども申し上げましたけれども、市の総合戦略から干潟地域に限るものについて抜き出した計画になっております。

それで、干潟地域を優先してやるということではございません。当然、総合戦略の中で計画的な例えば道路整備とかいうのが設定されております。その計画を崩すことなく、干潟地

域にそれを当てはめた場合には、有利な財源があるというような状況になりますので、この計画によって干潟地域を優先させて進めるということはございません。あくまでも旭市全体の計画として進めていくということになります。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑はありませんか。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） かつて旭市に定住圏構想というのがありました。その定住圏構想と、それから当然干潟も入っておりますけれども、1、2、3次とね。その中で、特別に新しくできた過疎地域として指定されたということで、そこに過疎債を持ってくるという形で、定住圏構想というのはまだ生きていると思うんですけれども、その辺のところはどうなんでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤保委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 委員おっしゃるとおり、いわゆる定住自立圏構想ということで、定住自立圏構想といいますのは、合併市町村として指定されている市はなかなかないんですけれども、全国でも1つか2つだったと思います。旭市はそれに当たります。

定住自立圏構想の内容といいますのは、旧旭市を中心都市として、各3町が特色を生かした役割をして旭市全体として、それこそ持続的な発展をしていくというような構想になっております。

そういう構想がある中で、これは今も生きております。それで、その中で干潟地域だけが過疎地域に指定されたという今の状況で、多少矛盾が生じるのではないかというような疑問は、確かに私どももございました。ただ、それについては総務省のほう、両方とも総務省の指定なんですけれども、総務省のほうは、それはそれでよろしいというような形になっておりますので、その定住自立圏構想の中での計画もございます。それについて有利な財源がついたというようなふうにご理解いただければと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） ぜひこれ、旭市も飯岡町も、それから海上町も、これ文化が全て地域の文化がちょっと違うんですよね。ですので、ぜひこの過疎債を使って学校だけじゃなくて、やはり道路、それから環境、それから移住政策というものもしっかりとやっていただきたいなど、このように思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 委員おっしゃるように、確かに1市3町それぞれ文化が違います。それぞれ特色ある歩みをしてきて、ただ合併後16年を経まして、一体感の醸成ということも図られてきております。でも、その中でもやはり継続してきた文化なり生活なりというのは、それぞれの特色あるわけですから、その辺を干潟地域に当てはめてみて、この間、本会議でもお答えしましたが、じゃ、干潟地域の特色って何だろうといったら、やはり大原幽学の輩出等による文化、それからスポーツの関係ですとか、あるいは何よりも農業ですね。そういったことにこれらの事業債等を活用して、地域独自の発展につなげられればと考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、補足説明がありましたらお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 議案第13号につきましては、本会議で補足説明したとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第13号について質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 東総地区広域市町村圏事務組合の事務所が、旧旭市から海上支所に変更になるという議案なんですけど、海上支所のどのくらいを面積的に使用するのか、場所も含めて答弁していただきたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 島田和雄委員の質疑に対して答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） それでは、行政改革推進課からお答えいたします。

東総広域市町村圏事務組合の事務所ですけれども、海上庁舎の2階部分に移転をいたします。一部使わない部屋もあるんですけれども、ほぼ2階を使うということになります。

面積的には388.819平米を使用予定でございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 海上庁舎の全体の面積は、どのくらいあるんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 全体の面積ですが、2,951平米です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 今回、東広のほうに事務所として貸すわけなんですけれども、使用料ですか、それはどのくらいになるのか分かれば。無償なのかどうか、お伺いします。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） お答えいたします。

使用料でございますが、一応、海上庁舎におけます本年度の維持管理費、例えば光熱水費であるとか、施設維持管理に係る委託料等を基に面積案分にて算定をいたします。この方針は決まっております。ただ、維持管理費が年度末にならないと全体が確定しませんので、額的には今のところは未確定ということになっております。ただ、案分の仕方、算定の仕方については協議済みでございます。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 全体の使用料を面積で案分するということでしょうか。そういうことであれば、今現在の海上支所の全体の運営費、それに対して今後の経過を見て、それを計算して案分するというような答弁だと思いますけれども、今現在どのくらい海上支所の運営費ってかかっているんでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 申し訳ございません。令和2年度の決算ということでお答えさせていただきますと、年間で面積案分した分の金額ということで、約147万円ほどでございます。これ、月額にして約12万3,000円ほどです。

ただ、これは令和2年度ということで、その当時、教育委員会、農水産課、農業委員会事務局、海上支所の事務室がまだあの中にありましたので、維持管理費等については今、令和3年度よりはるかに維持管理費はかかっているという状況でございましたので、この数字よ

りは低くなるだろうというふうに予想しております。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） これはもう既に計算済みということですよ。海上支所の全体の運営費を案分したのが147万円になるということですよ、今の答弁は。

この答弁でいいんですが、今質問したのは全体で幾らになるのかと。海上支所の年間の運営費は幾らになるのかというように伺ったんですけれども、これを12倍すれば出てくるのがその数字だと思いますけれども、そういった中で東広のほうの賃貸料としては12万3,000円、今現在の計算でいくとそのくらいということで、実際にはこれより安くなるだろうというような答弁でしたよね。

そういうことで、これ運営費ということで計算したということでもありますけれども、これまで現在の東広も旭市が貸していたと思うんですが、今までは取っていなかったんですよ、賃貸料というのは。どうですか、その辺は。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） まず初めに、すみません、海上庁舎のほうの維持費の関係でございます。失礼いたしました。

全体的に1,100万円ほど令和2年度の決算ベースでかかっております。まず、すみませんでした。漏れておりましたので、お答えいたします。

それと、現在の東広の事務所でございますが、土地部分につきましては旭市の土地ということで、東広のほうと使用貸借を結んでおまして、無償という形になっております。建物自体は東広の建物ですので、特にそこは関係ないというところです。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田和雄） 分かりました。今回も土地については、まあ。建物についての維持管理費について案分して東広の負担を求めると、そういう考えですよ。分かりました。

○委員長（宮澤芳雄） 行政改革推進課長に、委員長より1つお尋ねします。

先ほど海上庁舎の1年間の経費が1,100万円と訂正されましたけれども、最初に話のありました147万円は、これは訂正して消してよろしいのでしょうか。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 147万円というのは、面積案分して東広に求めるべき額

として計算をしたものでございます。説明が足りず申し訳ございませんでした。すみません、
よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 分かりました。

そのほか質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 議案第14号につきましては、本会議において補足説明を申し上げた
以外に追加の説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、補足説明がありましたらお願いします。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 議案第15号、市の境界変更について、追加の説明を申し上げます。

本日お配りいたしました事業位置図をご覧ください。

上の図が県営土地改良事業であります春海地区土地改良事業及び豊和地区土地改良事業の
位置図でございます。

その下の図が、今回の市境界変更の図となります。

下の図の青い点線がこれまでの行政界、赤い線が今回提案しております新行政界となりま
す。

また、黄色の着色部分は、旭市から匝瑳市へ、緑色の着色部分は匝瑳市から旭市へ、それ
ぞれ移動する部分を表したものでございます。

旭市と匝瑳市間で境界を変更する面積は、それぞれ24万477.25平方メートルであり、両市
の面積の増減や人口の移動はございません。

なお、権利者への周知については、千葉県より文書にて行っており、特にご意見はなかつ
たと聞いております。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第15号について質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） すみません、先ほどの島田恒委員への回答について、ちょっと訂正をさせていただきます。

路線バスを例に出して「東庄町から旭市へ」と申し上げましたが、恐れ入ります、「香取市から旭市」の間違いでございました。訂正しておわびいたします。

○委員（島田和雄） 以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、市の境界変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮澤芳雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） それでは、市民生活課より、第11次旭市交通安全計画の概要についてご報告申し上げます。

本日お配りいたしました計画書をご覧いただきたいと思います。

本計画は、交通安全対策基本法を根拠として、国及び千葉県の第11次交通安全計画に基づき、旭市交通安全対策会議において策定したものでございます。

旭市交通安全対策会議は、市長を会長として、海匠地域振興事務所、海匠土木事務所の所長、旭警察署長、交通安全協会会長、J R東日本銚子駅長をはじめ、本市の教育長、消防長及び関係各課の担当課長を構成委員として、交通安全計画の作成のほか、その実施を推進するものでございます。

それでは、計画書の1ページをお開きください。

本計画策定の趣旨としては、国及び千葉県が定める交通安全計画に基づき5年ごとに計画を改定するため、平成28年度を初年度とする第10次計画は、令和2年度で計画期間が終了となることから、第11次計画を新たに策定したものであります。

計画の基本理念としては、人命尊重の理念の下、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない安全で安心していきいきと暮らせる旭市の実現を目指すものとしております。

計画の期間は、令和3年度から令和7年までの5か年でございます。

次に、2ページをお開きください。

本計画の道路交通安全の目標としては、中段の2に記載してあるとおり、24時間死者数を年間2人以下とするとともに、負傷者数を200人以下とするとしております。

目標を達成するための対策としては、下段の3にあります、1、高齢者・子どもの安全確保、2、歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上、3、生活道路・幹線道路における安全確保、4、地域が一体となった交通安全対策の推進の4つの視点と、その下にございます1から6の6つの柱を定めております。

3 ページから 6 ページは、道路交通事故の現状や推移等を記載してございます。

3 ページの中ほどのグラフをご覧ください。

旭市の交通事故は、発生件数、負傷者数とも減少しております。

次に、8 ページをご覧ください。

本計画の重要事項として、高齢者の交通安全対策の強化と自転車の安全利用対策の強化の 2 項目を定めてございます。その取組と主な事業を 8 ページから 9 ページに記載してございます。

次に、10 ページをお開きください。

このページから道路交通の安全についての対策を 4 つの視点で捉え、6 つの柱ごとにそれぞれ推進していく様々な施策を 24 ページまで記載してございます。

このほか踏切道における交通安全につきましては、25 ページから 26 ページに目標とその対策について記載しております。

今後は本計画に基づきまして、交通実態に即した交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、第 11 次旭市交通安全計画の報告を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） この目標数ですね。24 時間死亡数を年間 2 人以下とするというふうになっておりますけれども、これは私から言わせると、これはゼロにしてもらいたいよね、はっきり言って。人命ほど大事なものはないわけですから。そうした意味では、これ 2 人は死亡してもいいですよというふうにも捉えられかねないですよ。

それとあともう 1 点は、この交通事故を減らすというのは当然車の運転、それから歩行者、そういった注意が必要だと思いますけれども、道路環境整備が非常に悪いんですよ。白線から何からほとんど消えている。停止線も消えているというようなところが、まだ市内に何か所もありますので、そういった道路整備をまずきちっとやっていただきたいなと、こういうふうに思います。その辺のところはどうでしょうか。

○委員長（宮澤芳雄） 伊藤保委員の質問に対して答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） それではまず、目標数の関係でございまして、死者数、お話のとおり確かにゼロというのが、これは一番望ましいところでございます。

ただ、この計画の策定時にも、その件についてはいろいろ議論といいますか、意見が出まして、現実のところ近年ゼロという人数が達成が難しい状況。達成が難しいというか、実績として数名、残念なことにお亡くなりになっております。そういったことから、この2という数字も、かなりレベルが高い数字なのかなと。

亡くなくてもいいということでは決してございまして、現実的に今年度におきまして、もう既に死亡事故が起きておりまして、2名の方がやはりお亡くなりになっております。そういったことから、計画の中ではできるだけ少なくしていこうということで、第1段階として2人以下にしたいというところで、目標のほうをさせていただいてございます。

次に、道路環境、お話ししたとおり、本会議のほうでも例えば横断歩道であったりいろいろお話が、質問とか出ている状況でございます。

こちらにつきましては、委員であります警察であったり所管課、本庁のほうの所管課もございまして、そこら辺は十分に協議して今後進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質問はありますか。

島田恒委員。

○委員（島田 恒） 少し細かい話になるんですけども、この計画の17ページですけども、自転車の損害補償保険等への加入促進という欄があるわけですけども、県下の市町村の中で、ちょっと定かではないんですけども、条例化しているようなところもあります。

この目的は、自分が自転車に乗って事故に遭ってけがをする、あるいは自分が自転車に乗っていて人にけがをさせてしまう。ここでは人にけがをさせてしまう。

文教常任委員会にも関わることでですけども、特に子どもさんたちが乗っていて、お年寄りや幼い子どもたちを事故に遭わせてしまうというんでしょうか、そういうこともありますけれども、このような条例化というか、そういうものの検討というのは、今までなされたことはあったのでしょうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員の質問に対して答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（八木幹夫） まず、損害保険の条例化でございしますが、これにつきましては今まで市では検討というか、条例化に対して検討を進めた経過はございません。

保険につきましては、以前の制度ですと、購入時にまず保険の加入を促進していると。これ自転車屋さんがメインになってしまうと思いますが、現状としましては、各学校で交通安全教室、そういったものを実施したり、学校にご協力をいただきながら、加入のほうの促進を進めていきたいと思って考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 島田委員。

○委員（島田 恒） この手の事故については、非常に多額な損害賠償ということも考えられますので、ぜひ近隣というか、千葉県の中でも、そういうところもあるやと聞いておりますので、また慎重に検討を願いたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） そのほか質問はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

以上で、審査は全部終了いたしました。

○委員長（宮澤芳雄） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時 8分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄